

津市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成16年3月22日

津市監査委員 岡部高樹  
同 坪井年明  
同 山中利之

監査結果報告書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡部高樹  
同 坪井年明  
同 山中利之

第2 監査実施年月日及び監査対象

| 監査実施年月日     | 監査対象   |
|-------------|--|
| 平成15年11月19日 | <福祉保健部><br>援護課、保健センター、高齢福祉課、保険年金課                                  |
| 平成15年11月20日 | <財政援助団体><br>ひかり保育園、片田保育園、公園西保育園                                    |
| 平成15年11月21日 | <福祉保健部><br>福祉課、乙部保育園、高茶屋保育園、橋南保育園<br>高洲保育園<br><財政援助団体><br>大里保育園    |
| 平成16年 1月22日 | <市民生活部><br>リージョンプラザ、市民課、人権課、地域調整室<br>中央市民館、市民交流課、防災安全室、男女共同<br>参画室 |
| 平成16年 1月23日 | 大里支所、栗真支所、アストプラザ、安東支所、   |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 平成16年 1月30日                | 雲出支所<br><環境部><br>西部クリーンセンター、環境事業課、環境保全課<br>環境管理課  |
| 随時監査<br>平成16年 1月15・16<br>日 | 下水道事業課、街路公園課、建築課所管に係る工<br>事<br>船頭排水区雨水幹線築造工事<br>栗真海浜線道路改良(下部工)工事<br>栗真町屋都市下水路(町屋ポンプ場上屋建築)築<br>造工事 |

### 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

随時(工事)監査の実施に当たっては、平成15年度に施工の工事から抽出し、工事計画、設計、積算、施工及び監督業務について、それぞれの工事担当職員から説明を聴取するとともに、現場を実査した。

なお、工事の技術面に関しては、社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を依頼し、指導及び助言の協力を得た。

### 第4 監査の着眼点

地方自治法第199条第1項の定期監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

また、昨年度、本市において車検の有効期間を超過した公用車による事故が起きたことから、公用車の管理が適正に行われているか、効率的な運用が図られているかなどについて検証し、公用車管理事務の改善に資するため地方自治法第199条第2項の行政監査のテーマを「公用車の管理・運用について」とした。

なお、その実施に当たっては、各課等で管理する全ての公用車について報

告を求め、自動車台帳、自動車運行記録簿、自動車燃料給油伝票等を照合し、車検は有効期間内に受けているか、自動車台帳等の関係書類の記録が適正に行われているか、稼働実績は効率的であるか、燃料の支払は適切かを主な着眼点として検証した。

## 第5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良とするも、一部において後述するように事務処理の不備（帳簿・書類等の不備、文書の不整備等）が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

行政監査においては、車検の時期、燃料の支払の処理は適正に行われ、また、稼働実績も全般的には効率的に行われていたが、一部、自動車運行記録簿等の関係書類への記録に不備が見受けられたので改善されるよう指導した。

各課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

### <福祉保健部>

#### ・援護課

##### (1) 定期監査

###### ア 指導事項

業務委託契約書において、契約日の記載が漏れていたため、適切に行うよう指導した。

###### イ 所見

当課においては、生活保護法に基づく調査、決定及び措置、相談及び指導並びに行旅病人に関することなどを分掌している。

当市の保護率は、平成15年9月現在6.86%となっており、長引く景気の低迷等により、平成9年度以降増加の傾向に転じている。更に被保護世帯に占める高齢者世帯の割合は年々増加し続けている。

このような状況のなか、ケースワーカーに求められる知識等も増大し、介護保険をはじめとした高齢者福祉に関する研修などを通じ、知識の取得と資質の向上に努められている。

今後とも、関係機関との連携を密にし、更なる自己研鑽に努め、被保護者の自立助長と適正保護の実施に努力されたい。

なお、当課においては、多額の現金を取り扱っていることから、保管等の管理については十分に注意されたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 1      | 1      | 100    |

### イ 所見

#### (ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

#### (イ) 自動車台帳等の関係書類について

特に述べることはない。

#### (ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

#### (エ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

#### (オ) その他

特に述べることはない。

## ・保健センター

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

### イ 所見

当センターにおいては、予防接種事業、母子保健事業、結核及び感染症予防事業などの各種サービスの提供のほか、子育て支援として健康相談、育児教室に関することなどを分掌している。

母子保健事業については、医療機関における妊婦健康診査から保健センターでの3歳児健康診査までの一貫した健康診査システムの整備を図られ、適正な保健指導の実施に努められている。これらの健康診査の場において、子どもの健康や育児不安、悩みに対する相談機能の充実を図られていることを評価するものである。

近年、社会問題になっている児童虐待については、早期発見、予防に努めるためにも、母子保健事業等を通じその兆候をいち早く発見できるように努められたい。

老人保健事業については、今後とも、健康づくりへの意識啓発を行うとともに、健康チェックができる機会の提供、訪問指導、健康相談等を実施されることにより、閉じこもり予防、寝たきり予防等を図りたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 3      | 3      | 100    |

### イ 所見

#### (ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

#### (イ) 自動車台帳等の関係書類について

自動車台帳に車検証(写)が綴られていなかった。

自動車台帳において車検有効期間の記載が漏れていた。

#### (ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

#### (エ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

#### (オ) その他

特に述べることはない。

## ・高齢福祉課

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

### イ 所見

当課においては、高齢化が急速に進展するなか、複雑多様化する高齢者の福祉ニーズに適切に対応するため、在宅福祉サービス、介護予防事業、生活支援事業、家族介護支援事業などのほか、介護保険事業に関することを分掌している。

本市の65歳以上の高齢者は、平成15年4月1日現在30,959人で、総人口に対して18.86%と高齢化が進んできている。

このようななか、平成15年度からの第3次高齢者保健福祉計画のもと福祉施策が進められているが、高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくりに向け、各種の福祉サービスが充実されることを望むも

のである。

また、介護保険制度は、平成15年度からの第2期介護保険事業計画を策定し、保険料の改正が行われたが、高齢者人口の増加及び制度の浸透とともに、サービスを利用する人の増加も予想されることから、その提供されるサービスが真に利用者の自立支援に資するものになっているかという観点から、サービス内容及び介護費用の適正化に向けて、取り組まれることを望むものである。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした車両

該当なし。

## ・保険年金課

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

特に述べることはない。

#### イ 所見

当課においては、国民健康保険事業をはじめ、老人保健医療事業、国民年金事務、医療費の助成事業に関することなどを分掌している。

国民健康保険事業にあっては、安定した運営を目指し努力されている。

しかしながら、リストラ、倒産等による加入者が増加傾向にある一方、被保険者の低所得化などに伴い、収納率が低下している。このことにより、資格証明書及び短期被保険者証の交付も増加していることから、保険制度への住民の理解を得るための更なる努力を行い、納付指導の強化、口座振替の促進などによる収納率の向上に引き続き取り組まれない。

なお、時間外勤務が多くなっているが、職員の健康管理に十分留意されるとともに、事務の見直し等による縮減に向けた対応が望まれるところである。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 2      | 2      | 100    |

#### イ 所見

##### (ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

(イ) 自動車台帳等の関係書類について

自動車運行記録簿において車両管理者、安全運転管理者の確認印が漏れていた。

(ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

(エ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

(オ) その他

特に述べることはない。

< 財政援助団体 >

・ 民間保育所（ひかり保育園、片田保育園、公園西保育園、大里保育園）

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

市補助金等に係る会計事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

各保育園においては、保育ニーズが多様化しているなか、保育環境の充実に努められるとともに、地域活動事業などを通じて、家庭と地域全体で子育ての支援が図られている。

< 福祉保健部 >

・ 福祉課

(1) 定期監査

ア 指導事項

使用されていない備品を適正に処分するよう指導した。

行政財産使用許可にかかる使用料の調定期期については、許可日をもって調定するよう指導した。

イ 所見

当課においては、社会福祉施策の総合調整を図るとともに、児童福祉及び障害福祉に関することなどを分掌している。

地域福祉計画の策定については、地域福祉の現状・課題の把握や先進事例の研究等に取り組まれているところであるが、今後とも、合併を視野に入れて、総合的な地域福祉の推進に向けて努力されたい。

児童福祉については、児童虐待が大きな社会問題となっているが、関係

機関等と連帯し、早期発見、早期対応に引き続き努められるとともに、虐待児童の家庭を支援する体制の整備にも努められたい。

保育業務については、多様化する保育事業の効果的な推進と効率的な保育所運営に引き続き取り組まれたい。

障害福祉については、平成15年4月から障害者福祉サービスの一部の利用方法が措置制度から支援費制度に移行されたことに伴い、障害者生活支援センター「ふらっと」を開設され、福祉サービスの利用相談等の支援を行なわれているところであるが、より一層有効的な活用を望むものである。

(2) 行政監査

ア 対象とした車両

該当なし。

・ 保育所（乙部保育園、高茶屋保育園、橋南保育園、高洲保育園）

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

保育料の収納状況その他収支に係る会計事務については、いずれの保育園もおおむね適正と認められた。

今後とも、保育環境の充実に努められるとともに、子供たちの健全育成のためのきめ細かな配慮に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした車両

該当なし。

< 市民生活部 >

・ リージョンプラザ

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当プラザにおいては、お城ホール及び展示・会議施設の管理運営、使用許可並びに使用料の徴収に関することを分掌している。

お城ホールをはじめ各施設については、依然として高い利用率を保っており、住民ニーズに合った施設であることが伺える。

今後とも、施設の維持管理を適切、的確に行うことにより、良好な利用

環境の維持、向上に努められたい。

なお、お城ホールが午後 10 時まで開館していることに伴い、職員の時間外勤務が多くなっていることから、勤務体系の見直しに向けた取り組みを検討されたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした車両

該当なし。

・市民課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、戸籍事務、住民基本台帳事務、外国人登録事務、印鑑登録証明事務及び斎場に関することなどを分掌している。

各種証明書の発行事務については、戸籍事務のコンピュータ化を図るなど迅速かつ正確な対応に努められているところである。

住民基本台帳事務については、平成 14 年 8 月から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、平成 15 年 8 月からは第 2 次サービスによる本格的運用が行われているが、今後においては、更なる利用の促進に向けた取り組みが求められるところである。

斎場については、今年度も火葬炉耐火レンガ積み替え等の修繕を行っているが、1 月 1 日を除き毎日稼働している施設であり老朽化も進んでいることから、引き続き定期的に点検を行い適正な維持管理に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 3      | 3      | 100    |

イ 所見

(ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

(イ) 自動車台帳等の関係書類について

特に述べることはない。

(ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

(イ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

(オ) その他

特に述べることはない。

・ 人権課、地域調整室、中央市民館

(1) 定期監査

ア 指導事項

中央市民館の出勤簿において、出張等の表示が一部漏れていたため整備するように指導した。

イ 所見

人権課においては、人権施策の推進、人権施策の基本計画の策定及び平和に係る事業の推進に関することなどを分掌している。

人権施策の推進については、「人権が尊重される津市をつくる条例」に基づき、平成13年3月に策定した「津市人権施策推進プラン」のもと、啓発事業を中心とした人権施策を展開しているところである。

今後とも総合調整的な機能を十分に果たされ、啓発をはじめとした施策の推進に努められたい。

地域調整室においては、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の地方改善事業と地域課題の解決を図るための調整事務に関することなどを分掌している。

引き続き対応すべき課題や必要な事業については一般施策へのスムーズな移行に努められたい。

中央市民館においては、櫛形市民館、長谷山市民館、雲出市民館を所管しており、市民の健全な文化生活を育成し、地域福祉の増進を図るために各種事業を実施している。

各館とも引き続き地域に開かれたコミュニティセンターとして、事業の推進に取り組まれたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした車両

該当なし。

・ 市民交流課、防災安全室、男女共同参画室

(1) 定期監査

ア 指導事項

市民交流課において、出張命令権者による命令のない出張がされていた

ので、今後注意するよう指導した。

都市間交流事業補助金において、領収書等の証拠書類と実績報告書の収支額の記載方法が明確でなかったので、整理されるよう指導した。

## イ 所 見

市民交流課においては、自治会との連絡調整、市民相談など市民に開かれた身近な窓口としての事務のほか、市民活動の促進、コミュニティ施設の管理、国際交流、都市間交流に関することなどを分掌している。

（仮称）高茶屋コミュニティ施設については、平成17年1月からの供用開始に向けて準備が進められているが、地域住民をはじめ多くの市民に親しまれる施設となるよう期待するものである。

平成13年4月に開設された市民活動センターについては、約200団体が登録されるなど市民団体の活動と交流に大きな役割を果たしているところである。

都市間交流については、各都市との相互理解を深め、地域の活性化に寄与しているところであるが、今後においては、より市民レベルの交流となるよう努められたい。

防災安全室においては、地域防災計画、災害救助業務などの防災対策のほか、交通安全対策、放置自転車対策に関することなどを分掌している。

本市は「東南海・南海地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく推進地域に指定されたところであるが、今後においては、新たな防災計画を策定されることにより、更なる防災対策の強化に努められたい。

放置自転車対策については、津新町駅周辺での放置自転車が目立つところであるが、現在進められている「津新町駅前地区優良建築物等整備事業」を踏まえた中での整備に努められたい。

男女共同参画室においては、男女共同参画社会の形成の促進に関することを分掌している。

平成15年12月に「津市男女共同参画基本計画」の諸施策を着実に推進するための行動計画である「津市男女共同参画基本計画前期実施計画」を策定されたところである。

今後とも、男女共同参画に対する理解の浸透と意識の高揚を図るための諸事業が積極的に展開されることを望むものである。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 9      | 9      | 100    |

## イ 所 見

### (ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

### (イ) 自動車台帳等の関係書類について

自動車台帳において平成15年5月以降の記録が記載されていなかった。

自動車運行記録簿において安全運転管理者の確認印が漏れていた。

自動車運行記録簿において給油状況(燃料給油量等)の記載が漏れていた。

### (ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

### (エ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

### (オ) その他

特に述べることはない。

## ・ 支所(大里、栗真、安東、雲出)

### (1) 定期監査

#### ア 指導事項

各支所においては、手数料の集計表などの書式が定まっていなかったの  
で、統一を図られるよう指導した。

## イ 所 見

支所においては、戸籍及び住民基本台帳の受付処理に関することなどを  
分掌している。

証明手数料など現金出納事務を中心として監査を実施したところ、各支  
所ともおおむね適正に処理されていた。今後とも、的確な事務処理に努め  
られるとともに、身近な窓口として地域住民の利便に寄与し、その役割を  
果たされたい。

### (2) 行政監査

#### ア 対象とした車両

該当なし。

## ・ アストプラザ

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当プラザにおいては、施設の維持管理及び使用許可をはじめ、市民サービス窓口として戸籍、住民票、税などに関する証明書の交付、印鑑登録や住民基本台帳に係る届出に関することなどを分掌している。

行政窓口は、平日は午後 8 時まで、土曜日、日曜日及び祝日は午後 5 時まで開設して、住民サービスに努められている。また、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 2 日までを除き年間 360 日開館されている。

職員の勤務体制は、4 週 8 休制で交代制の勤務となっており、職員の労を多とするところではあるが、今後においても、住民等の利便性に配慮され、市民サービス窓口として、住民サービスの向上に努められたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 1      | 1      | 100    |

イ 所見

(ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

(イ) 自動車台帳等の関係書類について

特に述べることはない。

(ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

(エ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

(オ) その他

特に述べることはない。

< 環境部 >

・西部クリーンセンター

(1) 定期監査

ア 指導事項

外出簿に一部記載漏れがあったので、適切に行うよう指導した。

#### イ 所 見

当センターにおいては、可燃ごみの搬入に係る受付及び指導、ごみの焼却に関することなどを分掌している。

可燃ごみの焼却処理に当たっては、これによって生じた焼却灰について四日市市内にある廃棄物処理センターにて熔融処理をすることにより適切な処分を行っている。

焼却炉については、新設炉と改修した既設炉を稼働させることにより、ダイオキシン類の発生の抑制に努められているが、今後とも維持管理面での綿密な保守点検等を実施するとともに、周辺環境には十分に配慮し、安全で効率的な運転に努められたい。

また、事業系ごみの搬入に際しては、ごみ分別に係る指導を定期的に行われているところであるが、引き続き適正な分別について指導され、ごみの減量化に取り組まれたい。

#### (2) 行政監査

##### ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 5      | 5      | 100    |

#### イ 所 見

##### (ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

##### (イ) 自動車台帳等の関係書類について

特に述べることはない。

##### (ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

##### (エ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

##### (オ) その他

特に述べることはない。

#### ・環境事業課

##### (1) 定期監査

##### ア 指導事項

平成11年度からまとめて綴られている文書が見受けられたので年度ご

とに作成するよう指導した。

## イ 所 見

当課においては、ごみの収集に関すること、ごみの分別の指導に関することなどを分掌している。

一般家庭から排出される家庭系ごみについては、7種12分別し、ステーション方式により収集している。

ごみの分別収集に当たっては、市政だよりや分別排出啓発のためのチラシの各世帯への配布、ごみダイエット塾での説明会などによりごみ出しモラルの徹底、ごみ減量化等と呼ばれているが、団地開発、マンションの建設などにより、ステーションの数が年々増加していく傾向にあることから、引き続き分別収集への啓発を図り、ごみ問題に対する住民意識の向上に努められたい。

また、平成16年4月からは、プラスチックごみの収集が月2回から週1回に増加されるとともに、容器包装リサイクル法に基づく分別収集が開始されることから、効率的な収集体制と収集方法等を検討されると同時にプラスチックリサイクルの住民へのPR等に取り組みられたい。

## (2) 行政監査

### ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 46     | 46     | 100    |

## イ 所 見

### (ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

### (イ) 自動車台帳等の関係書類について

自動車運行記録簿において車両管理者、安全運転管理者の確認印が漏れていた。

### (ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

### (エ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

### (オ) その他

特に述べることはない。

・環境保全課

(1) 定期監査

ア 指導事項

特に述べることはない。

イ 所見

当課においては、住民の身近な生活環境の保全に係る総合的な計画及び調整、公害防止、大気、水質、騒音等の環境調査並びにISO14001に関することなどを分掌している。

平成10年3月に策定された津市環境基本計画に基づき、津市地球温暖化対策実行計画の推進、自然環境調査の施策を展開するとともに、環境学習の一環として、環境フェアや自然観察会を開催するなど、環境保全に関する学習の推進に取り組まれているところである。

ISO14001については、平成14年9月25日に本庁舎と事務関係の施設を中心とした事務部門(17実行部門)が認証取得し、平成15年9月10日に競艇事業部、消防本部・消防署、三重短期大学(3実行部門)並びに保育所及び各小・中学校の福祉教育施設等が拡大認証取得されたところである。

今後においては、行政活動が環境に与える負荷の低減に向け、環境基本計画に基づく環境施策を推進する中で、本市が認証取得したことにより、市民や事業所における環境保全活動への高まりへと繋げられることを期待するところである。

(2) 行政監査

ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 3      | 3      | 100    |

イ 所見

(ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

(イ) 自動車台帳等の関係書類について

特に述べることはない。

(ウ) 稼働実績について

特に述べることはない。

(エ) 燃料の支払について

適正に実施されていた。

(オ) その他

特に述べることはない。

・環境管理課

(1) 定期監査

ア 指導事項

出張命令簿において、命令日順に記載されていなかったので適切に行うよう指導した。

イ 所見

当課においては、廃棄物の処理に係る総合調整、一般廃棄物の処理計画、一般廃棄物処理施設に係る調査研究に関することなどを分掌している。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動により、廃棄物の増大と質の多様化など、その処理・処分をすることに伴い環境に与える負荷が大きくなってきていることから、持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組まれているところである。

ごみ減量・リサイクルの推進・分別の推進施策については、市民・事業者・行政の3者が協働でごみ問題の検討・解決を図るためにごみダイエット塾等を開催され住民へのPRに努められている。

また、平成15年10月より「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて、製造業者による家庭系使用済みパソコンの自主回収が始まったところである。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、平成14年度において約45.5%を海洋投入により処理されているが、ロンドン条約を受けて、平成19年1月に海洋投入処分が廃止されることから、適切な処理方法について関係機関と協議の上検討を図りたい。

(2) 行政監査

ア 対象とした車両

| 車両数(台) | 調査数(台) | 抽出率(%) |
|--------|--------|--------|
| 2      | 2      | 100    |

イ 所見

(ア) 車検及び定期点検について

適正に実施されていた。

(イ) 自動車台帳等の関係書類について

特に述べることはない。

- (ウ)稼働実績について  
特に述べることはない。
- (エ)燃料の支払について  
適正に実施されていた。
- (オ)その他  
特に述べることはない。

## 随時監査

### ・工事監査

提出された書類を検分し、疑問点は直接担当者に質問し、当工事の設計・仕様、積算・契約、施工管理・品質管理及び施工監理等の各段階における技術的事項の実施態様について重点的に吟味した。

それぞれの工事については、次に述べるとおりである。

#### ア 船頭排水区雨水幹線築造工事

|      |                   |                    |  |
|------|-------------------|--------------------|--|
| 工事場所 | 下弁財町津興ほか2町地内      |                    |  |
| 工事内容 | 工事延長              | L=350m(雨水管布設/推進工法) |  |
|      | 内径1,200mmヒューム管推進工 | 97m                |  |
|      | 内径 900mmヒューム管推進工  | 170m               |  |
|      | 内径 800mmヒューム管推進工  | 40m                |  |
|      | 内径 700mmヒューム管推進工  | 43m                |  |
|      | 立坑工               | 8箇所                |  |
|      | 組立マンホール設置工        | 3箇所                |  |
|      | 現場打マンホール設置工       | 4箇所                |  |
|      | 地盤改良工             | 1式ほか               |  |

工事請負業者 藪建設株式会社

契約金額 185,850,000円

工事期間 平成15年7月14日から平成16年3月16日

工事進捗状況 計画出来高 88% 実施出来高 88%(平成15年12月末現在)

工事関係書類は、必要かつ十分なものが作成されており、よく整備されていた。また、監督員の適切な指導と業者の適切な対応が伺え、総体的に良好であり評価できるものであった。

ただ、各項目についての所見及び今後留意が望まれる個々の事項については、以下のとおりである。

#### (7) 設計図書に関して

- ・「重要な幹線」の管路施設における耐震設計について

当該管路は「重要な幹線」であり、設計に際し「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会）に決められた施設として「レベル2地震動に対する設計流下機能」の耐震性能を確保すべく、管渠本体及び管渠の継手部、組立式マンホール本体及びマンホールと管渠の接続部等について検討しており、十分な耐震性能を備えていると思われる。

下水道等の管路施設は面的に膨大な延長を有するものであり、全ての管路施設の耐震性を同一レベルで確保することは費用対効果の観点から現実的でないので、管路施設のうち「重要な幹線」として位置づけて、近い将来に起きる確立が高いとされる東海地震や東南海地震のリスクに対し、耐震性能確保で対応しようとしていることが伺える。

・特記仕様書の特記事項に関して（共通事項）

特記仕様書は施工条件明示（一覧表）として標準化したものを使用しているが、以下に示す事項については、近年の社会的要求が強く特記すべき事項と思われるので明記する必要がある。

- a 施工体制台帳及び施工体系図の提出と適正な掲示
- b 工事保険の付保（請負契約約款による必要な明示事項）
- c 建設廃棄物の適正処理
- d ISO14001認証取得による「工事中の環境配慮型施工管理」に対する施工計画書等への具体策の明示

(イ) 積算に関して

当工事ではあらかじめ決められた積算ルールに従って適正に積算しており、おおむね妥当な積算と思われる。

(ウ) 契約関係書類に関して

契約関係書類を重点的に検分する限りでは、契約方式、前払金保証・工事履行保証、監督員通知、現場代理人届・主任技術者届、工事保険等の加入状況、工期の設定、施工体制台帳及び施工体系図、下請負届等の関係書類はよく整備され、いずれも適正である。

ただ、現場代理人届（監理技術者兼務）の経歴に実務経験が記載されていない。現場代理人は契約履行や工事施工に関してかなりの権限と責任を有しており、特に当工事のような特殊工事では現場代理人の経験によるところが大きいので、監督員が事前にその経歴等を確認しておくことは重要なことであり、今後配慮が望まれる。

(I) 施工管理・品質管理に関して

施工計画書、工程管理状況、工事記録写真、排水管理、主要使用材料

承諾願等の関係書類は工事途中であるがよく整備され、いずれも適切である。

また、ISO14001認証取得に伴い推進策として示した「工事中の環境配慮型施工管理」の協力依頼に対し、施工計画書に交通安全対策、騒音振動対策、大気汚染・水質汚濁対策等を具体的に明記し、業者の「現場環境対策自己評価表」による完成時評価の内容も適切で評価できる。

(オ) 工事監督に関して

工事監督は、三重県公共工事共通仕様書及び同施工管理基準に則り、定められた要領により承諾事項の手続き、試験・検査の立会及び結果確認等を適時に実施し、工事監督日誌や立会記録写真に記録している。また重要事項については工事打合せ簿により双方で確認・記録している。いずれも適切である。

(カ) 現場施工状況調査における所見

現在の進捗状況は出来高90%程度で、監督員の説明や実施工程表から判断するに、推進工事はやや遅れ気味であったが、全般的にはほぼ予定どおりに進んだものと思われる。

工事記録写真や現場検分の限りでは、施工方法と施工状態、出来栄え、各種施工中の養生、搬入資材の保管状況、場内の整理整頓、道路使用状況等、日常の施工管理は適切であり、良好な施工状況である。

また、作業基地や現場事務所における必要な安全看板や標識については、作業主任者の選任・配置、建設業許可票、労災成立票、建退共通用票、施工体系図など適切に掲示している。

ただ、次の事項については配慮が望まれる。

マンホール 57-1内1か所で管口廻りとコンクリートブロックの継ぎ目から若干の漏水があり、止水が必要である。

立坑内及び管内の酸素欠乏危険個所では酸素濃度測定が行われているが、その結果の記録が必要である。

なお、現在、無事故無災害であり評価できる。

イ 栗真海浜線道路改良（下部工）工事

工事場所 白塚町地内

工事内容 近鉄跨線橋橋梁下部工

場所打ち杭 1,200mm I=31.5・33.0m N=12本

躯体工 RCラーメン式橋脚 2基

工事請負業者 株式会社奥村組 三重営業所

契約金額 78,225,000円

工事期間 平成15年9月11日から平成16年3月5日

工事進捗状況 計画出来高 76% 実施出来高 67.4% (平成15年12月末現在)

工事関係書類は、工事中に必要とするものは作成されており、かつよく整備されていた。また、監督員の適切な指導と業者の適切な対応が伺え、総体的に良好で評価できるものであった。

ただ、各項目についての所見及び今後留意が望まれる個々の事項については以下のとおりである。

(ア) 設計図書に関して

- ・特記仕様書の特記事項に関して (共通事項)

特記仕様書は施工条件明示 (一覧表) として標準化したものを使用しているが、以下に示す事項については、近年の社会的要求が強く特記すべき事項と思われるので明記する必要がある。

- a 施工体制台帳及び施工体系図の提出と適正な掲示
- b 工事保険の付保 (請負契約約款による必要な明示事項)
- c 建設廃棄物の適正処理
- d ISO14001認証取得による「工事中の環境配慮型施工管理」に対する施工計画書等への具体策の明示

(イ) 積算に関して

当工事ではあらかじめ決められた積算ルールに従って適正に積算しており、おおむね妥当な積算と思われる。

(ウ) 契約関係書類に関して

契約関係書類を重点的に検分する限りでは、契約方式、見積期間、前払金保証・工事履行保証、監督員通知、現場代理人届・主任技術者届、工期の設定、施工体制台帳及び施工体系図等の関係書類はよく整備され、いずれも適正である。

(エ) 施工管理・品質管理に関して

施工計画書、工程管理状況、建設副産物処理、工事記録写真、主要使用材料承諾願、工事排水管理、基礎杭の施工記録等の関係書類は工事途中であるがよく整備され、いずれも適切である。

ただ、ISO14001認証取得に伴い推進策として示した「工事中の環境配慮型施工管理」の協力依頼にも拘わらず、業者からの施工計画書に何ら具体的な取り組み策が示されていないので、業者への適切な指導が望まれる。

(オ) 工事監督に関して

工事監督は、三重県公共工事共通仕様書及び同施工管理基準に則り、定められた要領により承諾事項の手続き、試験・検査の立会及び結果確認等を適時に実施し、工事監督日誌や立会記録写真に記録している。また重要事項については工事打合せ簿により双方で確認・記録している。いずれも適切である。

(カ) 現場施工状況調査における所見

現在の進捗状況は出来高70%程度で、当初施工協議の遅れで着工に若干影響したが、夜間での基礎杭や土留め鋼矢板打ちが順調に進み、現在はほぼ予定どおりである。

工事記録写真や現場検分の限りでは、施工方法、出来栄え、各種施工の養生、場内の整理整頓、交通誘導員や列車見張員の配置、列車防護柵の設置、近接の夜間工事の保安管理等、日常の施工管理は適切で施工状況は良好である。

また、現場や現場事務所における必要な安全看板や標識は、工事標示板、作業主任者の選任・配置、建設業許可票、労災成立票、建退共適用票、施工体系図など適切に掲示している。

ただ、当日の気温は日中でも2～3位で、養生準備としては不足気味であった。橋脚コンクリートの養生は寒中コンクリートとして十分な保温対策が必要である。

また、昇降設備において、一部手摺りが不足し足場の墜落防止策として不十分な箇所が見受けられた。

ウ 栗真町屋都市下水路（町屋ポンプ場上屋建築）築造工事

工事場所 栗真町屋町地内

工事内容 ポンプ場上屋建築

鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建塔屋付き

建築面積 713.40㎡

延べ面積 987.31㎡

工事請負業者 株式会社田村組

契約金額 114,450,000円

工事期間 平成15年5月12日から平成16年2月2日

工事進捗状況 計画出来高 92% 実施出来高 92%（平成15年12月末現在）

工事関係書類は、必要かつ十分なものが作成されており、よく整備されていた。また、監督員の適切な指導と業者の適切な対応が伺え、総体的に良好で評価できるものであった。

ただ、各項目についての所見及び今後留意が望まれる個々の事項につい

では、以下のとおりである。

(ア) 設計図書に関して

- ・設計図面の表題欄に設計者の名前がない。

設計図の表題欄に設計事務所と設計者名を残す必要がある。設計図面には著作権が係わっているものがあることから、他の設計関係図書と同様に、当工事以外の目的で第三者に使用されないよう配慮する必要がある。

- ・特記仕様書の特記事項に関して（共通事項）

特記仕様書において、以下に示す事項については、近年の社会的要求が強く特記すべき事項と思われるので明記する必要がある。

- a 施工体制台帳及び施工体系図の提出と適正な掲示
- b 火災保険等の工事保険の付保
- c 建設廃棄物の適正処理
- d ISO14001認証取得による「工事中の環境配慮型施工管理」に対する施工計画書等への具体策の明示

(イ) 積算に関して

当工事の積算は単価の採用根拠が明確であり、あらかじめ決められた積算基準に従い適正に積算しており、おおむね妥当な積算と思われる。

(ウ) 契約関係書類に関して

契約関係書類を重点的に検分する限りでは、契約方式、前払金保証・工事履行保証、監督員通知、現場代理人届・監理技術者届、工事保険の加入状況、工期の設定、下請負届等の関係書類はよく整備され、いずれも適正である。

(エ) 施工管理・品質管理に関して

施工計画書、主要使用材料等承諾願、鉄骨工事検査、建設廃棄物処理等の関係書類は工事途中であるがよく整備され、いずれも適切である。

ただ、今後は施工計画書や施工手順書の提出または承諾に拘わらず、建築工事共通仕様書、当該工事特記仕様書や各種「チェックシート」等により必要な項目・内容が記載されているかをチェックする必要がある。

また、ISO14001認証取得に伴い推進策として示した「工事中の環境配慮型施工管理」を工事ごとに業者に「通知書」で協力依頼しているが、施工計画書等に具体的な取り組みが示されていないなど業者への指導が望まれる。

(オ) 工事監督に関して

工事監督は、三重県公共工事共通仕様書及び同施工管理基準に則り、

定められた要領により承諾事項の手続き、試験・検査の立会及び結果確認等を適時に実施し、工事監督日誌や立会記録写真に記録している。また重要事項については工事打合せ簿により双方で確認・記録している。いずれも適切である。

今後も、監督員はできるだけ現場に出向し、適時な施工監理や業者指導を心がけていただきたい。

(カ) 現場施工状況調査における所見

現在の進捗状況は95%程度で、最後の仕上げや片づけ作業中で工事は最終段階にある。

・施工管理状況

工事記録写真や現場を検分した限りでは、施工状態、出来栄え、各種の品質管理、搬入資材の保管状況、場内の整理整頓等工事中の適切な管理が伺え良好である。

特に、コンクリートの品質管理面では、型枠の脱型時期について、暑中コンクリートや寒中コンクリートでは特別な養生の必要はなかったが、あらかじめ試験で確認した材令とテストピースの破壊試験により判断しており適切であった。

ただ、床板コンクリート打設時の鉄筋養生のために足場板を敷くなどの細部への配慮が不足していた。

・安全・衛生管理状況

工事期間中の店社管理部門のパトロール実施、安全装具の装着状況、工事中の安全看板や各種標識の掲示などいずれも適切である。

ただ、監査時において、現場の安全や衛生管理面では以下のように細部への配慮に欠けているところがあったので早急な対応が必要である。

- a 内・外部とも足場の手摺り・足場板敷設などの転落防止策や、壁継ぎ・やらず設置が少なく転落防止策が不足している。
- b 足場材料の片づけが不十分なため安全通路が確保されていない。
- c 2階電気室前の床開口部仮設養生の強度不足や1階ポンプ室床開口部の仮設手摺りが無い。
- d 1階屋内の塗装時の臭いがかなりあり、換気が不十分である。

なお、現在まで無事故であり、最後まで気を抜かず細部まで十分な管理・監督を心がけていただきたい。